

島根県における国民健康保険料の保険料水準の統一について

島根県から、令和15年度をめどに県内の市町村で異なる国民健康保険料率を完全統一する方針（案）が示されましたので報告します。

1 島根県の「保険料水準の統一の方針（案）」

国は、国保被保険者の減少により保険料収入の減が見込まれる一方で、1人あたり医療費は増加傾向にあり、今後の財政運営がより不安定となることを懸念しています。

特に被保険者3千人未満の小規模保険者では、高額な医療費が発生した際の市町村の保険料に大きな影響を与える可能性があります。そのため、医療費の変動を市町村単位から都道府県単位として、財政の安定化を図ることが必要であるとしています。

また、居住地に関わらず所得水準や世帯構成が同じであれば同じ保険料となるよう、負担の公平性を図ることが必要であるとしています。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となって市町村と共同運営していますが、このたび県から市長会及び町村長会に対して、次のとおり対応することの提案がありました。

- (1) 令和10年度に、各市町村が県に納付する納付金の算定に医療費水準を反映させない「納付金ベース」での統一を行う。
- (2) 令和15年度までに、被保険者に適用する保険料率を全県で統一する「完全統一」を行う。ただし、その適用が困難な市町村においては、遅くとも令和18年度までに行う。
- (3) 令和10年度から14年度までの間については、保険料負担の急激な上昇を抑制するため、納付金等が増加する市町村に対し、県で2号交付金（特別交付金（県繰入金））を財源にした激変緩和措置を講じる。

2 本市の対応方針

本市においても、国保被保険者の減少と1人あたり医療費の増加により、国保財政は非常に困難な状況です。令和7年度決算では、歳入不足により財政調整基金を取り崩しており、国保財政の安定化は喫緊の課題です。

このたび島根県から示された方針（案）は、本市でもかねてから市長会を通じて知事要望等をしてきた内容であり、島根県の方針に賛同するものです。